

おもてなし山形県観光計画

平成27年3月
山形県

(平成28年3月一部改訂)

県民の皆様へ

近年、少子高齢化を伴う人口減少の進行に伴い、コミュニティ機能の低下や地域経済の衰退が懸念されています。持続可能で活力に満ちた地域社会を実現するため、定住人口の維持に向けた取り組みに加え、県内外との交流人口の拡大を図っていくことは喫緊の課題であり、特に観光事業については、地域資源や人材を活用し、また、地域産業への経済的な波及効果が高いことから、地域の活性化に向けて大きな期待が寄せられているところです。



このような認識のもと、今回策定いたしました「おもてなし山形県観光計画」は、昨年4月に施行された「おもてなし山形県観光条例」に基づき策定した初めての計画であり、今後5年間の観光振興施策を展開していくための指針となるものです。

この計画が目指す本県の観光の姿は、「県民の総参加」と「全産業の参加」による観光振興施策の実施を通して、観光による国内外との交流人口の拡大を図り、本県経済を持続的に発展させるとともに、魅力ある活力に満ちた地域社会を築くことによって、「観光立県山形」を実現していくことです。

そのため、政策目標として、観光流動の創出による好循環の実現を掲げ、計画の最終年次である平成31年までに、地域経済への波及の効果を示す「観光消費額」を2,100億円に引き上げるといふ、具体的な数値目標を盛り込んだところです。

今後は、山形県の優れた特性として県内外から高い関心を集めている「精神文化」、「食・温泉」、「山岳・森林」、「産業」、「スポーツ」の5つの重点推進テーマのもと、「魅力ある地域づくりの推進」、「戦略的な誘客施策の展開」、「観光産業の振興による地域活性化」、そして「外国人の来訪促進や近隣県との連携などによる交流人口の拡大」の4つの柱に体系化した施策を一体的かつ着実に推進してまいります。

県民並びに産業界の皆様におかれては、この計画が目指す『「観光立県山形」の実現』に深いご理解をいただき、まさに「オール山形」の総力戦で、県内それぞれの地域に受け継がれる資源に磨きをかけ、発信し、国内外との交流拡大による本県の活性化に向けて、ご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

山形県知事 吉村美栄子

目 次

序章 観光計画の策定にあたって	1
第1章 本県観光の現状と課題	2
第2章 観光計画の政策目標	7
第3章 観光振興施策	8
(1) 魅力ある地域づくりの推進	10
(2) 戦略的な誘客施策の展開	13
(3) 観光産業の振興による地域活性化	14
(4) 外国人の来訪促進や近隣県との連携などによる交流人口の拡大	15
第4章 観光振興施策の推進方法	19
〔参考資料〕	
1 「おもてなし山形県観光計画」の策定経過	21
2 山形県観光審議会委員名簿	22
3 諮問・答申	23
4 おもてなし山形県観光条例	25

序章 観光計画の策定にあたって

1 観光立県の実現に向けて

人口減少社会を迎えている中、本県の活性化を図るためには、交流人口の拡大に寄与する観光の果たすべき役割が、経済面のみならず、地域づくりの面においても年々大きくなっています。観光は、多様な産業で成り立つ裾野の広い総合産業と言われ、経済波及効果が高い産業であることから、観光産業を本県の基幹産業の一つと位置付けるとともに、県民一人ひとりが本県の魅力を再認識し、観光によって自らが住む地域を磨き、活性化させ、本県の新たな価値を創造し、県民が誇りと喜びをもって暮らすことができる観光立県の実現を図る必要があります。

おもてなしの心と郷土愛にあふれる県民の総参加と全産業の参加によって観光立県を実現し、県民生活の向上を図ります。

2 観光計画の策定の趣旨

この観光計画は、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、おもてなし山形県観光条例（以下「条例」という。）第8条に基づき定めるものです。

3 性格

観光計画は、これからの県づくりの指針となる「第3次山形県総合発展計画」の観光面の個別行動計画の性格を有するものです。

県は、観光立県の実現に向けて、県民の総参加及び全産業の参加のもとで、観光計画に盛り込まれる観光振興施策を実施していきます。

4 観光計画の期間

観光計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や観光振興施策の進捗状況等に応じて、適宜見直しを行うものとします。

第1章 本県観光の現状と課題

1 観光を取り巻く情勢の変化

(1) 少子高齢化を伴う人口減少社会の到来

我が国の総人口は、平成20年をピークに減少に転じており、今後一貫して人口が減少し続けると推計されています。長く続いた少子化の影響により、出生数の減少にとどまらず、労働人口など経済活動の担い手世代の人口が減少しているほか、地方から都市部への若者の人口流出も依然続いており、地域経済や地域コミュニティの活力低下など、地域全般の衰退が懸念されています。

こうした社会構造が大きく変化する中であって、観光振興による国内外との交流人口の拡大に向けた取組みは、魅力ある地域づくりによる地域活力の維持・再生をはじめとして、地域資源を活かした域内の新しい需要喚起に向けた刺激にもなり、地方創生の有効な解決方法の一つとして期待が寄せられています。

(2) 旅行者ニーズの多様化

これまでの「見て遊んで」「食べて」「泊まって」という旅行スタイルから、自然や景観、街並み、歴史、伝統や文化、産業など特色ある地域資源を体験したり、そこに暮らす人たちとの交流を通じた新たな発見や感動を得たいという旅行者の多様な嗜好を満たす体験型ツーリズムが人気を得ており、旅行者ニーズの変化に的確に応えていくことが求められています。

本県においては、ものづくり産業や農林水産業が盛んな特性を活かし、最先端の製造工場や農業の生産現場等を対象とした視察研修体験プログラムのほか、イザベラ・バードの「東洋のアルカディア（日本奥地紀行）」や松尾芭蕉の「おくのほそ道」のルートを辿る学びのプログラムなど、多様なメニューの開発の可能性を有しています。

また、各地で盛んになっている市民マラソン大会なども、スポーツを通じた「する」「観る」「応援する」体験が好評を得ており、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けたスポーツ全般の機運の盛り上がりも好材料となって、今後の成長市場として期待されています。

(3) ICT（※1）の利活用

スマートフォンなど各種情報端末の普及によって、観光情報の入手が手元で瞬時に可能となり、SNS（※2）など旅行者との間で双方向のコミュニケーションを行

うツールも充実してきています。国内外の観光地情報が飛び交う中で、本県の観光情報をニーズに応じて如何に的確に発信していくのか、また、旅行者の滞在や移動の利便性向上に如何に活用していくのかなど、旅行者の安心感や満足度を高めていくための取組みが必要であります。

※1 情報通信技術；Information and Communication Technology の略。

※2 ソーシャル・ネットワーキング・サービス；Social Networking Service の略。

(4) 訪日外国人旅行者の増加

国は、急速な成長を遂げるアジアをはじめとする世界の需要を取り込み、日本の力強い経済を取り戻し、少子高齢化を伴う人口減少が進展する中で、国外からの交流人口の拡大によって地域の活力を維持するため、観光立国の実現に向けて観光施策を強力に推進していく考えです。また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催によって、世界の注目と人が日本に集中する追い風もあります。

地方としては、この好機を逃すことなく、地域の伝統や文化、食などの多彩な魅力を十分活かし、受入環境の整備を一層加速して、東京だけでなく地方へ海外からの誘客の流れを作っていく必要があります。

(5) 高速交通網の整備による流動の変化

平成27年3月に北陸新幹線の長野～金沢間が開業し、翌28年3月には北海道新幹線の新青森～新函館北斗間の開業が予定されるなど、北海道から九州まで新幹線の高速鉄道ネットワークが形成されることで、特に、北陸や北海道の沿線地域への観光やビジネスでの往来がこれまで以上に活発になるものと考えられます。更に、平成28年3月には仙台空港の民営化が予定されているほか、平成30年度までには、東北中央自動車道が福島JCT（ジャンクション）～東根IC（インターチェンジ）まで全区間が完成し関東方面との直結が実現するなど、これまでの流動パターンに大きな変化が生じることが予想されます。

こうした高速交通網の整備促進による流動の変化を予測し、本県が選ばれる観光地となるための魅力ある地域づくりや、隣県との広域的な連携による相乗的な魅力アップに積極的に取組み、激化する地域間競争に埋没しないよう十分な対策を講ずることが求められています。

2 本県観光の現状

本県の観光者数は、概ね 4,000 万人台で推移してきたところ、東日本大震災の発災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、直後に 3,500 万人台まで大きく落ち込みましたが、その後の迅速な官民連携による観光誘客の取組みが効果を発揮し、平成 25 年度の観光者数は 4,017 万人まで着実に回復してきています。

観光客を県内客・県外客別にみると、県内客は 2,207 万人（構成比 54.9%）、県外客は 1,810 万人（構成比 45.1%）と県内での流動が半分以上を占めており、観光地類型別では、「温泉」や「名所・旧跡」が減少傾向にある一方で、「観光果樹園」「産直施設」や「立ち寄り施設」が増加傾向にあり、団体旅行から個人旅行への転換や、地域そのものの魅力を体験するスタイルへとトレンドが変化するなど、旅行者ニーズの多様化が本県においても認められるところです（平成 25 年度山形県観光者数調査）。

3 本県観光の課題

本県は、これまで累次の観光振興計画により観光交流の拡大に向けた取組みを推進してきました。平成 26 年度まで 5 カ年を計画期間とする「やまがた観光交流推進プラン」では、「地域が主体となった地域資源の発掘・磨き上げ」、「来訪者の満足度を高める受入態勢の整備」、「山形ならではの地域資源を活かした「滞在型観光の推進」、「外国人旅行者の倍増を目指した海外誘客対策の推進」の 4 つの政策を軸に取り組んできたところです。

その集大成とも言える今般の山形デスティネーションキャンペーンでは、地域が連携し、観光資源の発掘・磨き上げに加え、その魅力を体感してもらうための様々な仕組みを、おもてなしとともに提供し、日帰り旅行を宿泊に結びつけ滞在時間を伸ばし観光消費額の増加につなげるなど、現行プランの方針に沿った新しい取組みに積極的にチャンレンジし、好評を得たところです。

一方で、人口減少社会の本格的な到来により国内の観光市場の縮小も懸念される中であって、多様化する個人のニーズに的確に応えつつ新たな観光流動を創り出すことが大きな課題であり、また、落ち込んだ海外誘客の本格的な回復による交流の拡大に向けて、しっかりと次の取組みに活かしていく必要があるところです。

(1) 地域資源の磨き上げ

本県は、自然豊かで四季折々の風情に富み、全ての市町村に温泉が湧き出てい

ます。さくらんぼや地域の伝統野菜などの農林水産物や、個性豊かな酒蔵やワイナリーが育んだ県産酒などの豊かな食、東の奥参りと称される出羽三山、慈恩寺、山寺など大切に受け継がれる精神文化や伝統芸能など、多様な魅力に富んだ本県は、エドウィン・O・ライシャワーにより「山の向こうのもう一つの日本」とも評されています。また、「おくのほそ道」で知られる松尾芭蕉が本県に長逗留したことなど、本県には歴史的にも文化的にもおもてなしの心が脈々と息づいています。

今般の山形destinationキャンペーンでは、こうした地域資源やおもてなしの心を地域挙げて最大限に活かした企画提案が好評を得たところであり、これを一過性に終わらせることなく、得られた成果を次の取組みにつなげていくことが大切です。今後とも、県民が地域資源に触れ、学ぶ機会を積極的に設けて新しい魅力の発見や創出を図るとともに、選ばれる「目的地」となるためのニューツーリズムの開発や提案に向けた総合的な支援など、交流人口の拡大につながる積極的かつ継続的な取組みが必要です。

(2) 受入態勢の充実強化

交流人口を拡大していくためには、地域資源の発掘や磨き上げと同時に、多様化する個人の嗜好やニーズに的確に応えていくための受入態勢の整備を一層推進し、充実していく必要があります。

例えば、団体旅行から個人旅行の増加等を踏まえ、スマートフォン等による現地での情報入手やSNSを利用した情報発信を可能とする無料公衆無線LANの整備や、小さい子ども連れの家族でも安心して利用出来る観光地のトイレ整備、プロガイド等の人材の育成、最寄駅や空港から観光地までを結ぶ、いわゆる二次交通の確保や利便性の向上などにこれまで以上に積極的に取り組み、来訪者の満足度を高めていく必要があります。

(3) 観光施策の戦略的な展開

本県は魅力的な観光資源に富んでいると評価を受ける一方で、それら地域の魅力を十分に把握し活かしているとは言い難く、発信力が不足していると長らく指摘されてきました。また、観光は裾野の広い総合産業であり、施策の実施にあたっては、地域経済への波及をより効果的に高めていく視点は欠かせません。

これからの観光振興施策は、旅行者ニーズ等の収集や市場等のトレンドや動向

等の調査と分析を図りつつ、情報発信のプロモーションターゲットと誘客のターゲットをしっかりと絞り込んだ上で効率的かつ効果的に実施し、地域活性化に着実につなげていくことが求められています。

(4) 観光産業の振興

観光産業の振興による付加価値の創造や雇用の創出など波及効果を高め、活力ある地域社会を実現していくため、本県の基幹産業の一つに位置付け、観光産業の競争力の強化や、中核的な役割を果たす人材の育成、更には、事業者間や産業間の連携を促進していくことが求められています。

特に、域内での消費活動を活発にし、地域の経済を潤し活性化していくため、新しい宿泊サービスの提供による旅行者の選択肢の拡大や、そこでしか味わえない食やご当地限定の特産品の開発、体験型メニューの充実など、域内の滞在時間を延ばし、観光消費額を高めるための新しい視点を取り入れた企画の開発、提案に向けた取組みや支援スキームが必要となっています。

(5) 近隣県等との広域連携の推進

道路網の整備促進による移動時間の短縮や、隣県を縦貫する「とれいゆ」「きらきらうえつ」などリゾート列車の運行、更には、本県や隣県空港に同一の航空会社が新たに就航するなど、複数県に跨る広域的な観光流動の創出に追い風となる環境整備が着実に進んでいます。

この機会を好機と捉え、広域連携の推進を図り、訴求力の高い各県それぞれの魅力ある地域資源を組み合わせた新しい広域周遊ルートの開発に積極的に取り組んでいく必要があります。

(6) 外国人旅行者やMICE（※）誘致による交流人口の拡大

本県の外国人旅行者の誘客は、東日本大震災と原発事故の風評によって、未だに震災前の水準に回復していません。

国の訪日プロモーションの動きを見定めつつ、東北観光推進機構などの関係機関とも十分連携しながら、対象国のニーズ等を十分見極め、本県の魅力を基本として、隣県の観光資源ともタイアップして相乗的なセールスポイントを打ち出していくことや、経済交流と一体となった売り込みなど、これまで以上に積極的な取組みを推進していく必要があります。

また、MICEの誘致は、地域経済への波及効果が高いことから、引き続き、官民挙げて積極的な誘致活動を一体的に取り組んでいく必要があります。

※ 企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のこと。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

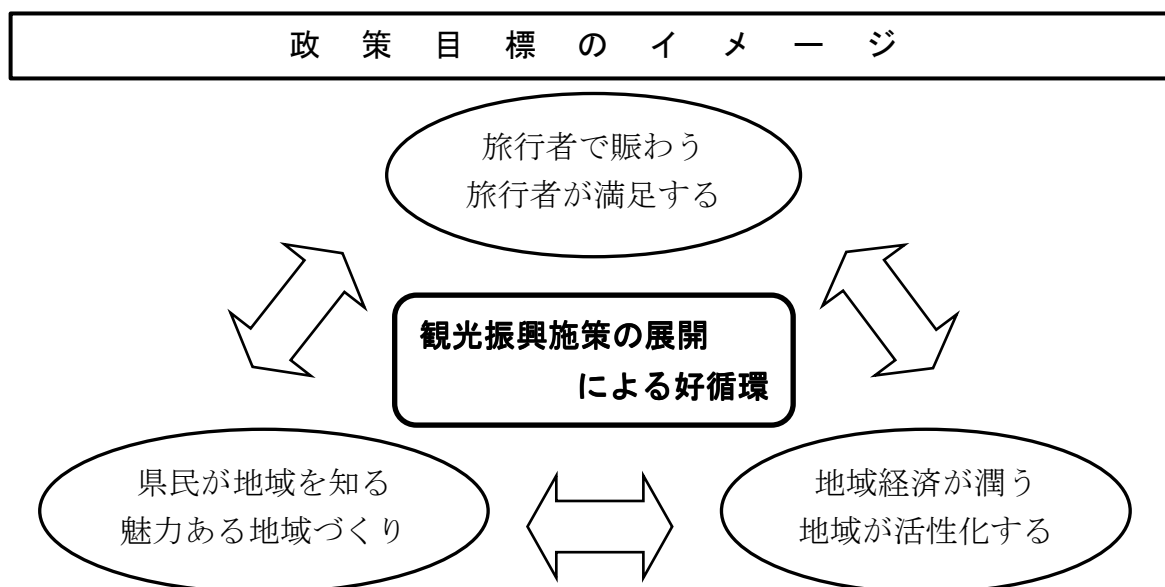
第2章 観光計画の政策目標

1 観光計画の目指す姿

県民の総参加と全産業の参加による観光振興施策の実施を通して、観光による交流人口の拡大を図り、本県経済を持続的に発展させるとともに、魅力ある活力に満ちた地域社会を築くことによって、『「観光立県山形」の実現』を目指していきます。

2 政策目標

県民が地域の魅力を再認識し、訪れる旅行者をおもてなしの心で受け入れ、交流人口の拡大による地域経済の活性化を目指すという、観光流動の創出による好循環の実現に向けて、数値目標等を設定したうえで観光振興施策を実施していきます。



数値目標

項目	直近実績	目標値
観光消費額(※1)	182,756 百万円 (平成 25 年)	210,000 百万円 (平成 31 年)

※1 共通基準による観光入込客統計（観光庁調査）等による。

参考管理指標

項目	直近実績	指標
観光者数(※1)	40,171 千人 (平成 25 年度)	45,000 千人 (平成 31 年度)
延べ宿泊者数(※2)	5,430,680 人 (平成 25 年)	6,000,000 人 (平成 31 年)
外国人受入数(※3)	49,755 人 (平成 25 年)	200,000 人 (平成 31 年)
延べ外国人宿泊者数(※4)	37,410 人 (平成 25 年)	100,000 人 (平成 31 年)
平均宿泊数(※5)	1.24 泊 (平成 25 年)	全国平均値 (平成 31 年)
観光満足度 (※6)	NPS 18.5 (平成 27 年度)	NPS 25.0 (平成 31 年度)
M I C E の誘致数 ★	—	今後、設定
家族旅行 (県内) の回数 (※7)	宿泊旅行 0.61 回/人 (平成 27 年度)	宿泊旅行 0.67 回/人 (平成 31 年度)
美術館や博物館の訪問回数 (※7)	0.78 回/人 (平成 27 年度)	0.86 回/人 (平成 31 年度)
おもてなしプラン登録件数 ★	—	今後、設定

※1 山形県観光者数調査 (山形県調査) による。

※2 宿泊旅行統計調査 (観光庁調査) による。

※3 外国人旅行者県内受入実績調査 (山形県調査) による。

※4 宿泊旅行統計調査 (観光庁調査) による。

※5 宿泊旅行統計調査 (観光庁調査) 「1 人当たり平均宿泊数 (延べ宿泊数 / 実宿泊者数)」による。

※6 四半期毎のアンケート調査 (山形県調査) による。

なお、「NPS (ネット・プロモーター・スコア)」とは、「あなたは〇〇を友人や同僚に勧めますか？」という質問に対する回答を 11 段階 (10～9 点「推奨者」、8～7 点「中立者」、6～0 点「批判者」) で評価してもらい、「推奨者」から「批判者」の比率を引くことで得られる数値で、顧客満足度を定量化する一つの手法であり、主に販売戦略などマーケティングにおいて活用するための指標

※7 県政アンケート調査 (平成 27 年度山形県企画振興部調査) による。

(※3、4、6、7 平成 28 年 3 月 25 日 一部改訂)

※ ★については、現状の把握ができていないため、現段階では設定しないが、別途アンケート調査等により、計画期間中に参考管理指標を定めることとする。

3 政策目標の検証方法

政策目標の達成に向けて、毎年度、数値目標及び参考管理指標の到達状況等について検証を行います。

なお、達成状況等に応じて、適宜、観光計画の見直しを行うものとします。

第 3 章 観光振興施策

1 観光振興施策に関する基本的考え

自然とそこに暮らす人々が調和した多様な魅力に富んだ本県は、訪れた人々を感動させ、心身の癒しを与える力を有しています。また、歴史的にも文化的にも、おもて

なしの心が脈々と息づいています。

今般の山形デスティネーションキャンペーンなどこれまでの取組みの成果を踏まえ、県内外の旅行者から高い関心と評価を得た「精神文化」や「食」、「温泉」、「おもてなし」など、地域それぞれ固有の観光資源の潜在力を十分に活かし、更なる観光流動の拡大を目指していくことが重要であります。

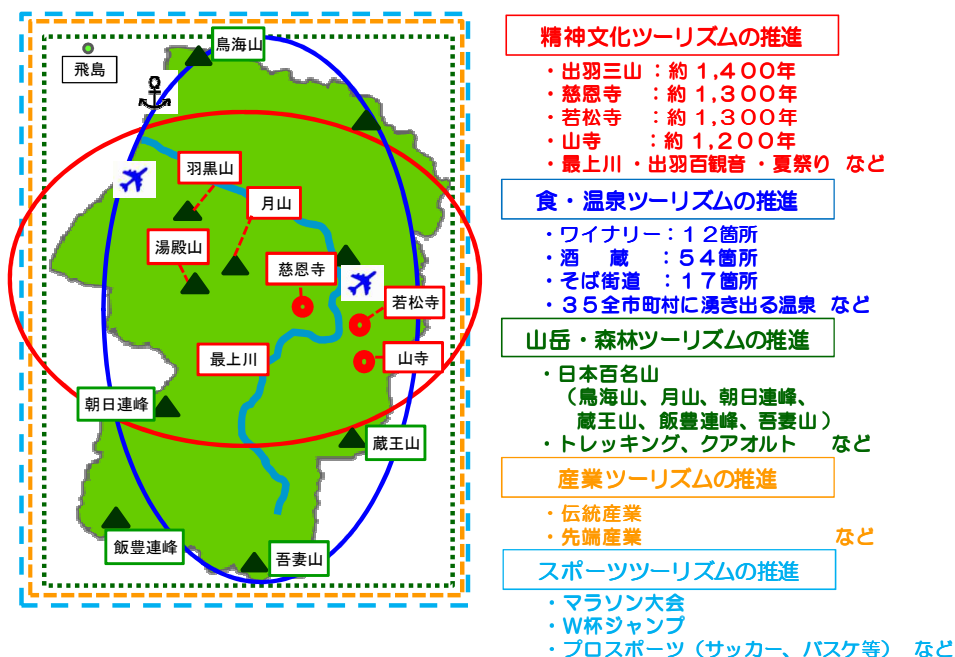
また、「第1章 本県観光の現状と課題」の内容等を踏まえ、人口減少時代の到来による社会情勢等の変化への対応も待たなしの状況です。

以上のことから、訪れる人々がこの山形の地での滞在を通じて、感動や充足感、満足感を得てリフレッシュできる、選ばれる「目的地」となるための施策と、同時に、地域の活力を維持し再生するための施策をこの観光計画に盛り込み、県民の総参加及び全産業の参加のもとで、一体的に推進してまいります。

2 5つのメインテーマ（重点推進テーマ）

この観光計画に盛り込んだ観光振興施策を着実かつ一体的に実施し、観光立県の実現を推進していくため、以下の5つのメインテーマを設定します。

- ▶ 精神文化ツーリズム（出羽三山、慈恩寺、若松寺、山寺など）
- ▶ 食・温泉ツーリズム（酒蔵、ワイナリー、食材、温泉など）
- ▶ 山岳・森林ツーリズム（鳥海山や蔵王山など日本百名山、クアオルトなど）
- ▶ 産業ツーリズム（受け継がれる伝統産業、世界に誇る先端産業など）
- ▶ スポーツツーリズム（各地のマラソン大会、国際大会、プロスポーツなど）



3 観光振興施策

(1) 魅力ある地域づくりの推進

地域の魅力を知り郷土愛を育むことや、受入態勢の整備を着実に進めていく取組みなどを通じて、そこに住んでいる人々が自信と誇りを持って生き活きと暮らし、他の地域の人々も「行ってみたい」「また行きたい」と思ってもらえるような、「住んでよし、訪れてよし」の魅力ある地域づくりを推進していきます。

【関係条項】

- ▶ 「本県の魅力の認識等」（条例第10条）
- ▶ 「おもてなしの推進」（条例第12条）
- ▶ 「快適にかつ安全に安心して滞在できる地域づくり」（条例第13条）

① 県民が地域の魅力を学び、再認識する学習機会を充実し、郷土愛やおもてなしの心の育成につなげる取組み

- 学校や大学など教育機関での地域の魅力を学ぶ機会（観光教育、地域学）を更に充実し、地域への理解を深めるとともに、地域団体や観光事業者等とも連携して、学びの成果を活かし交流拡大につなげていく
 - ・ 学校での学習成果をもとに、修学旅行先での地域資源等のPRや訪問交流を実施
 - ・ 「地域資源再発見発表会（仮称）」において、成果発表。優秀事例は、知事表彰や旅行商品化を支援
- 豊かな山岳資源や最上川等の山形の自然や歴史、文化の魅力を広く県民が知り、新たな観光流動を喚起するため、学びと体験の機会を充実していく
 - ・ 山岳関係の事業者などにおける新たな連携ともタイアップし、山岳資源の魅力に関する学習・体験機会を創出
 - ・ 本県唯一の離島であり、草花や野鳥など自然の魅力の宝庫である「飛島」に関する学習・体験機会を創出
 - ・ 「未来に伝える山形の宝」登録制度と連携し、最上川が育んだ舟運文化や多様な地域資源の学習機会等を創出
- 各地域に点在する文化施設等の連携を強化し、エリア特有の新しい魅力を再構築して、学びと体験を通じた流動を創出していく

- ・「文翔館」「遊学館」「洗心庵」などの連携による歴史文化ゾーン、「山形美術館」「県立博物館」などの連携による美術文化ゾーンなどを構築し、新しい回遊パターンを創出
 - ・「未来に伝える山形の宝」登録制度と連携し、統一テーマによる展示やシンポジウム開催
 - ・「祭り」「伝統芸能」「出羽百観音」など山形に受け継がれる伝統文化を学ぶ機会（シンポジウム、披露、展示）の創出
- 県内企業と連携した「工場見学会」などの訪問機会を充実し、県産品の魅力を知り、愛用やおもてなしの機運を喚起していく
- ・県ホームページ等を活用した県産品に関する情報発信の充実
（紹介サイト「山形県ふるさと工芸品」、「やまがたものづくりストーリー」 など）
 - ・工場見学など、ものづくり生産現場を体験できる機会の充実
 - ・県民に、県産品を知って、買って、使ってその良さを発信いただけるように、県産品の利用を促進する「県産品愛用運動」を推進
- 自然や歴史、文化など地域資源の理解を深める機会を設けたり、本県観光情報の発信等に取り組む県内企業と連携し、支援していく
- ・地域の観光資源に関する理解を深める企業内研修に対する講師派遣等の支援
 - ・営業活動における取引先企業等への観光情報の紹介や、海外駐在員の現地ネットワークへの観光PRなどに対し、パンフレット提供等の支援のほか、観光ニーズ等に関する情報交換の実施
- 生産現場の苦労話や、希少性の高い話題など様々なストーリーに触れ、県産農産品に対する理解を深める学びと体験の機会を充実していく
- ・おもてなしの最前線に立つ観光関係者を対象とした「つや姫」田植え・稲刈り体験のほか、果樹等の生産現場体験ツアーの実施
- 観光ボランティアなど地域団体、県内企業、学校など関係機関や団体と幅広く連携し、観光者のおもてなしに向けた自主的な取組みを促進していく
- ・地域資源の案内や、清掃活動をはじめとする保全活動など、無理なく出来る取組みを積極的に支援し、訪れる観光者を地域挙げておもてなしする県民運動を展開

- ② 案内標識の整備や担い手の育成等による地域資源の保全と滞在しやすい地域づくりに向けた取組み

- 観光者がスムーズに観光地を訪れることが出来る、わかりやすい、景観等にも配慮した案内表示整備に向けて支援していく
 - ・スムーズに観光地に到達することができる案内表示のデザイン指導と制作の支援
 - ・自然景観にも配慮し、外国人旅行者にもわかりやすいデザインの登山道標識の設置と普及促進
- 良好な街並みや景観を活かした新たな交流の創出に向けて支援していく
- 交流人口の更なる拡大に向けて、県内各地域や隣接各県を結ぶ高速道路網等の整備を一層推進していく
- 「道の駅」「SA（サービスエリア）・PA（パーキングエリア）」を広域周遊の起点となる観光総合窓口として位置付け、観光者の利便性の向上を図り、観光流動の活性化に向けて支援していく
 - ・市町村と連携した機能強化（道路情報や観光スポット、イベント情報の提供）や新たな整備
- 最寄り駅や空港等から観光地までの移動手段（二次交通）の確保、利便性向上を図っていく
 - ・観光者ニーズに応じた移動手段の提供に向けて、バス、タクシーやレンタカー事業者と連携し、情報発信など継続的な取組み
- 個人嗜好の高まりなど多様化する観光ニーズに的確に対応するとともに、滞在型観光の展開へ誘導するため支援していく
 - ・連泊特典の導入、「泊食分離」導入や周辺飲食店等との連携による観光者の選択肢の拡大
 - ・昼時間まで滞在時間を延ばし域内の観光消費額増大につなげるため、宿泊施設と周辺飲食店等の連携による割引特典の導入など「昼ごはんプロジェクト（仮称）」などの新規取組み
- 登山ブームの高まりを踏まえ、安全で楽しい山岳観光を振興していくための態勢整備を支援していく
 - ・登山ガイド養成を促進するとともに、ガイド案内による山岳の魅力やエコを知る機会を創出（地域の自然や文化を熟知した登山ガイド（人材）の育成）
 - ・環境に配慮したトイレや登山道等の施設整備の促進、登山道の保全を担う人材の育成
 - ・登山者への安全情報の適切な提供

- 快適かつ安心して滞在することが出来る観光地づくりに向けて支援していく
 - ・無料公衆無線LAN整備による情報アクセシビリティの向上
 - ・高齢者や障がい者、小さい子ども連れの家族、外国人など誰でも安心して利用出来る観光地のトイレ整備
- 4ブロックの広域観光協議会の相互連携による、新たな魅力の創出に向けた地域づくりの取組みを支援していく
 - ・5つのメインテーマに応じた官民一体となった共同事業の展開を支援
(山寺から出羽三山にかけた精神文化等を素材とした一体的な誘客事業の展開への支援)

(2) 戦略的な誘客施策の展開

観光者の嗜好が多様化しており、ICTの積極的な利活用も含め、観光者のニーズ等を的確に踏まえた情報発信手法の確立が急務です。また、本県の観光動向等を分析し、統計データの整備を進めていきます。これらの取組みを通じて、戦略的な誘客施策の展開に活かしていきます。

【関係条項】

- ▶ 「本県の魅力の発信」 (条例第11条)
- ▶ 「観光に関する情報の収集等」 (条例第18条)

① 本県の魅力をタイムリーかつダイレクトにお届けする、戦略的な情報発信に向けた取組み

- 本県を訪れる観光者の動向等を調査し、属性（世代、関心事など）の分析に基づく旅行者区分（視点）に応じて観光情報を発信していく
 - ・5つのメインテーマの発信に際して、「対象（ターゲット）」や「方法（ツール）」を分析
 - ・県内外の若者ネットワークとタイアップしアイデアを活かして、高い訴求力を有する発信手法等を検討
 - ・本県観光ブランドの認知度向上や定着に向けて、市町村や民間事業者等と積極的に連携
(本県観光の統一ブランドの検討や、これを用いた市町村等との一体的発信の取組みなど)
- 「待ち」の姿勢から「攻め」の情報発信への転換を推進していく
 - ・5つのメインテーマについて、県内事業者と連携し、山形への関心が高く、山形ファン層と

なることが期待される対象向けの継続的な山形PRイベントを実施

(山形ファンクラブ会員や「やまがた特命観光・つや姫大使」、国内外の県人会ネットワークと連携)

- ・発信力の高い「やまがた特命観光・つや姫大使」によるブログやフェイスブックなどのSNSを利用した情報発信を強化(大使を対象とする山形体験ツアーをセットで実施)

② 本県観光の動向や、観光産業の県内経済に与える影響等を分析し、戦略的な誘客対策に活かす取組み

○ 山形大学等との連携及び「政策統計研究会」(県庁内の関係部局で組織)の枠組みを活用し、観光者の動向調査や観光産業に関する分析等を推進し、戦略的な誘客施策に活かしていく

- ・観光GDPの推計や施策効果の検証等を行い、次期の施策展開へ活用
- ・県や市町村職員研修において、観光産業の経済波及効果や地域活性化等に関する講座を新設

(3) 観光産業の振興による地域活性化

観光は総合産業と言われ、他の産業との関連が深く、裾野も広く、経済波及効果が非常に大きいことから、観光立県の実現に大きな役割を担う観光産業の競争力の強化等に向けた取組みを推進していきます。

【関係条項】

- ▶ 「観光産業の振興」(条例第14条)

① 豊かな企画力等を有する中核的人材の育成など、観光産業の基盤強化に向けた取組み

○ 県内観光地における中核的人材(地域プレイヤー)の育成に向けた支援メニューを充実していく

- ・「山形観光アカデミー(※)」のカリキュラムを充実強化し、観光産業を支える人材の意識改革やスキルアップ、人的ネットワークの形成に向けて支援
- ・育成した人材と観光地をマッチングし、県内観光地へ新たな人材の定着を目指す
- ・これからの観光産業をけん引していく人材の育成のあり方や方法等について検討
- ・県民向けの観光に関するシンポジウム開催など、観光業への関心を高める取組みを実施

※ 県内の観光事業者による自主的な人材育成機関として、平成2年に設立されたもの。
現在、会員企業の経営者や社員の資質や接遇能力の向上等の研修を行っている。

○ 新しい交流の起爆剤となる付加価値の創出に向けて、地域資源を新たな視点で発掘・磨き上げ、活用・再生していくため、金融機関・産業界・旅行業等からなる総合支援策を構築していく

・ 5つのメインテーマやニューツーリズムの開発や提案に向け、地域ニーズ等に応じて支援

【例】

(農山漁村の地域資源を再構築し、教育旅行、企業研修、都会の家族向け等の企画開発)

(ワインツーリズムや酒蔵ツーリズムなど、山形の食をフルに活かした企画開発)

(朝ごはんプロジェクトに続く、県内農林水産業と連携した新しい魅力の開発)

(地元食材を活かした商品化や産直施設めぐりなど、域内消費を高める新しい温泉地等の魅力づくり)

(生産現場の体験や現地限定の商品購入など、ものづくり産業と連携した新しい企画開発)

(地域に残る料亭や舞子、蔵や堰などの有形無形の歴史的伝統的文化を活かした企画開発)

(スポーツ観戦等と周遊観光を組み合わせた新しい企画開発)

・ ランドオペレーター (※) の育成や機能創出に向けた支援

※ 地域の個性や特色を活かした手法により、旅行者のニーズに即した観光の現地手配を総合的に行う個人や組織をいう。

(4) 外国人の来訪促進や近隣県との連携などによる交流人口の拡大

来訪者の観光ルートが県境を越えて広域化しており、また、訪日外国人旅行者の誘客を更に推進していくため、本県単独の取組みに加え近隣県との多様な連携を図り、相乗効果を一層拡大するほか、様々な大会等を誘致し、交流人口の拡大につなげていきます。

【関係条項】

▶ 「近隣県等との連携」 (条例第15条)

▶ 「外国人の来訪の促進」 (条例第16条)

▶ 「学会等の誘致等」 (条例第17条)

① 本県の魅力を広く国内外に知ってもらい、広域的な観光流動を更に生み出し、交流人口の拡大につなげる取組み

(ア) 近隣県等との連携

- 近隣県等と共同誘客事業を積極的に展開し、相互連携による相乗効果を創出していく
 - ・道路網の整備等によるアクセス向上のメリットを活かした、新たな広域観光ルートの開発
 - ・リゾート列車（とれいゆ、きらきらうえつなど）を基軸とし、沿線の魅力を付加した滞在型観光ルートの開発
 - ・地方空港間の連携による新たな広域観光ルートを開発（同一航空会社利用による商品開発）

(イ) 外国人誘客

◎ 誘客の基本コンセプト（全地域共通）

- ・11月から7月まで長期間体験出来る「雪」を基本軸に据え、誘客事業を展開していく
- ・「雪」と食や温泉の組み合わせによるこれまでの誘客事業に加え、本県固有の地域特色を最大限活かし、「雪」と「桜」、「果物」、「アクティビティ」などの新しいバリエーションを企画・提案し、外国人に対する本県の観光資源の訴求力を一層高めていく
 - （例）桜の花見、さくらんぼ狩りと残雪トレッキングの新しい組み合わせ など
- ・伝統と世界に誇る先端技術に支えられる本県のものづくり産業の特長を活かし、経済交流と一体となった誘客事業を展開していく
 - （例）経済商談会における企業視察ツアーの提案、御土産として積極的に推奨 など
- ・本県海外事務所・コーディネーターや現地政府機関はじめ、近隣県と十分に連携を図り効果的な誘客事業を展開していく

◎ 地域別誘客の方向性（概要）

【重点市場】

台湾

- ・「日台観光サミット」本県開催を最大限に活かすとともに、これを機に構築される人的ネットワーク等を積極的かつ継続的に活用し誘客を拡大
- ・おしん、樹氷などの観光素材を活用した本県イメージの定着とリピーターの確保

中国

- ・スキー旅行者をターゲットとした誘客活動、通年型旅行商品の造成
- ・これまで培われた経済交流の人的ネットワーク等を活かし、東北三省における継続的な観光PR活動の展開や、現地旅行会社等の招請事業を積極的に実施し、誘客を拡大

香港

- ・個人旅行をターゲットとした誘客活動
- ・現地政府機関や東北観光推進機構など関係機関と連携し、風評払拭に向けた安全安心情報を継続的に発信

ASEAN

- ・シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシアなど、海外誘客における新たな有望市場の開拓を本格化
- ・各国の日本大使館、J N T O（日本政府観光局）等関係機関と連携し、観光及び経済交流を一体的に推進
- ・中心都市であるシンガポール駐在員の現地活動を通じて得られた情報と人的ネットワークを活かし、招請事業など積極的に取り組む

【継続取組み市場】

韓国

- ・トレッキングツアーの県内全域への波及、スキー旅行の回復に向けた取組み
- ・現地政府機関や東北観光推進機構など関係機関と連携し、風評払拭に向けた安全安心情報を継続的に発信

豪州

- ・スキー誘客の促進

極東ロシア

- ・県産品の販売プロモーションと一体となった観光誘客

【種蒔市場(新規)】

欧州

- ・観光誘客に向けた調査事業の実施
- ・国際博覧会等への出展による本県観光情報の発信

- 対象国・地域の市場特性や嗜好に応じて、高い訴求力を有する本県の観光素材を提供する誘客施策を推進していく
 - ・雪を基本軸として、精神文化、食・温泉、自然や健康といった魅力ある観光素材を組み合わせ、地域間競争に埋没しない、満足度の高い誘客事業を展開
 - ・現地の経済商談会における観光PRやバイヤーの招請事業に併せた観光地案内など、経済交流と一体となった効果的な誘客事業を展開
 - ・対象国等の市場ニーズに沿った情報発信による山形ブランドの構築

なお、一部の対象国等には依然として風評被害が残っていることから、現地事務所等や関係機関と連携して、その払拭に向けた取組みを強化

- ・対象国等のメディアや旅行会社を招請するモニターツアーの効果的な実施
- ・首都圏等在住外国人や大使館関係者等を継続的に招請するなどし、持続的な人的・経済交流の拡大へつなげる取組みを実施

○ 対象国等から本県への航空アクセスの状況等を踏まえた、利便性の更なる向上に向けた取組みを実施していく

- ・チャーター便就航に向けた官民一体となった取組みの推進（山形空港、庄内空港）
- ・羽田空港の積極的な乗り継ぎ利用や、隣県空港からバス利用などによる利便性向上に向けた取組みを強化し、本県への誘客を拡大

○ 外国人誘客に向けた受入態勢の整備を推進していく

- ・観光団体と連携した外国人誘客に向けたセミナー開催などによる受入機運の醸成
- ・案内表示の多言語表記や、無料公衆無線LAN環境の整備
- ・免税店の導入拡大、カード決済可能な観光施設等の拡大に向けた支援、対象国の嗜好等に精通した専門人材の育成
- ・民間関係機関等と連携したハラルセミナーの実施
- ・国際クルーズ船等の誘致に向けた調査事業の実施

② コンベンションやスポーツ大会等の積極的な誘致活動を推進し、交流人口の拡大と地域経済の活性化につなげる取組み

○ 市町村やコンベンション誘致団体、大学等と連携し、コンベンションやスポーツ大会等の更なる誘致・開催実現に向けて支援していく

- ・市町村やコンベンション誘致団体、大学等と連携し、学会・大会等コンベンションの誘致に向けた支援メニューを拡充するほか、アフターコンベンションによる誘客に向けた観光情報の的確な提供や支援
 - ・映画ロケ誘致等に向けた支援
 - ・「蔵王坊平アスリートヴィレッジ」など県内スポーツ施設の有効活用による合宿誘致や、各種スポーツ大会の招致に向けた取組み
 - ・東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、事前合宿の誘致に向けた取組み
- また、東京都と連携し、東京から本県への誘客につなげるモデルルート等の情報を国内外に向けて継続的に発信

第4章 観光振興施策の推進方法

観光立県の実現に向けて、県民、事業者等、市町村、県それぞれが、条例に定める責務や役割等を踏まえ、主体的かつ積極的に行動していくことが何より重要です。

この観光計画に掲げる観光振興に向けた施策を実施していくうえでは、県は広域的な自治体としての総合的な調整機能や支援機能等を発揮し、地域に密着した市町村とも連携、協力しながら、県民の総参加及び全産業の参加の基本的な考え方のもとで、観光による交流の拡大に向けた具体的な取組みを組織挙げて推進してまいります。

附則

平成 28 年 3 月 25 日 一部改訂

参 考 資 料

- 1 「おもてなし山形県観光計画」の策定経過
- 2 山形県観光審議会委員名簿
- 3 諮問・答申
- 4 おもてなし山形県観光条例

1 「おもてなし山形県観光計画」の策定経過

	審 議 内 容 等
平成26年8月8日	平成26年度第1回山形県観光審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・おもてなし山形県観光条例に基づく基本計画策定（諮問） ・おもてなし山形県観光条例に基づく基本計画の策定について ・本県観光の現状について ・基本計画の策定イメージについて
平成26年10月9日	平成26年度第2回山形県観光審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・おもてなし山形県観光条例に基づく基本計画の骨子(案)について
平成26年11月14日、 17日、12月2日	おもてなし山形県観光条例に基づく基本計画に対する意見聴取会 （村山地区、最上地区、置賜地区、庄内地区 計4地区）
平成27年1月16日	平成26年度第3回山形県観光審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・おもてなし山形県観光条例に基づく基本計画の答申（案）について
平成27年1月26日	おもてなし山形県観光条例に基づく基本計画（答申）
平成27年2月10日 ～3月9日	パブリック・コメントの実施
平成27年3月27日	おもてなし山形県観光計画策定

2 山形県観光審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職
会 長	船 山 龍 二	(株) J T B相談役
会長職務 代 理 者	平 井 康 博	(公社) 山形県観光物産協会会長
委 員	伊 沢 洋 平	(株) J T B東北 執行役員 営業部長
委 員	大 沼 賀 世	(公財) 致道博物館 非常勤学芸員
委 員	小 野 晋	東北観光推進機構 推進本部長
委 員	斎 藤 真 美	山新観光(株) 営業部次長
委 員	沢 登 次 彦	(株) リクルートライフスタイル じゃらんリサーチセンター センター長
委 員	志 賀 真 希 子	(株) 清川屋取締役
委 員	高 橋 幸 司	山形大学大学院理工学研究科教授
委 員	武 田 奈 緒 美	(株) 荘内銀行資産運用サービスグループ アシスタントマネージャー
委 員	戸 津 奈 穂 子	尾花沢市観光物産協会観光案内人
委 員	中 原 浩 子	東北公益文科大学特任講師
委 員	松 木 茂	東日本旅客鉄道(株) 執行役員仙台支社長
委 員	宮 原 育 子	宮城大学事業構想学部教授
委 員	吉 澤 彰 浩	米沢観光物産協会理事



観 第 1 2 9 号
平成 2 6 年 8 月 8 日

山形県観光審議会
会長 船 山 龍 二 様

山形県知事 吉 村 美栄子

おもてなし山形県観光条例に基づく基本計画の策定について（諮問）

本県では、平成 2 3 年 3 月に策定した「やまがた観光交流推進プラン」に基づき観光交流施策を展開してきたところであり、また、今年 4 月には、おもてなしの心と郷土愛にあふれる県民の総参加と全産業の参加によって観光立県を実現し、県民生活の向上を図ることを目的に「おもてなし山形県観光条例」を施行しております。

人口減少社会を迎えている中、本県の活性化を図るためには、交流人口の拡大に寄与する観光の果たすべき役割が、経済面のみならず、地域づくりの面においてもますます大きくなっております。

このような社会情勢等の変化に的確に対応し、本県経済を持続的に発展させ、魅力ある活力に満ちた地域社会の実現を図り、もって観光立県山形を実現するため、本条例第 8 条に定める基本計画の策定を諮問します。



平成27年1月26日

山形県知事 吉 村 美栄子 様

山形県観光審議会

会長 船 山 龍 二

おもてなし山形県観光条例に基づく基本計画について（答申）

平成26年8月8日に諮問を受けた、おもてなし山形県観光条例に基づく基本計画について、今般、下記及び別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

今後、本答申を踏まえ、県民総参加・全産業参加により、観光立県山形の実現に向けた観光振興施策が着実に実施されることを、委員一同、強く希望いたします。

記

- 1 計画の名称 おもてなし山形県観光計画
- 2 計画の期間 平成27年度から平成31年度までの5年間

4 おもてなし山形県観光条例

平成26年3月25日山形県条例第38号

おもてなし山形県観光条例をここに公布する。

おもてなし山形県観光条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第18条）

第3章 山形県観光審議会（第19条—第25条）

附則

私たちが住む山形県は、鳥海山、月山、朝日連峰、蔵王連峰、吾妻連峰、飯豊山などの秀麗な山々と各地に点在する里山とがつくり出す美しい景観を有し、それは県民の深遠な精神文化に結びついています。昭和天皇御製の山形県民の歌に歌われる母なる川「最上川」は、西吾妻山を源流とし米沢盆地、山形盆地、新庄盆地、庄内平野を通流して、その恵みを与えながら日本海に入ります。自然豊かな本県は、四季折々の風情に富み、人々の暮らしと密接につながる温泉も全ての市町村に湧き出でています。そして、日本一の生産量を誇る赤い宝石とも称されるさくらんぼや地域の伝統野菜などの農林水産物、個性豊かな酒蔵やワイナリーが育んだ県産酒などの豊かな食、本県の伝統文化や伝統芸能は、今日まで県民によって大切に伝えられています。自然とそこに暮らす人々が調和した多様な魅力に富んだ本県は、イザベラ・バードの「日本奥地紀行」では「東洋のアルカディア」とたたえられ、また、エドウィン・O・ライシャワーにより「山の向こうのもう一つの日本」と評されるなど、訪れた人々を感動させ、心身の癒しを与える力を有しています。

「観光」の語源は、中国の古典「易経」の「国の光を観る」にあるといわれています。本県の観光は、単に名所や風景などの光を見ることではありません。本県の光には、豊かな観光資源のほか、そこに住まう人も含まれます。人と人とのふれあいは、互いに大きな感動となって、いつまでも心に残ります。江戸時代に、「おくのほそ道」で知られる松尾芭蕉が尾花沢の豪商鈴木清風のもてなしを受け、本県で長逗留をしたことや、古くから西のお伊勢参りに対し、東の奥参りとして信仰を集める出羽三山で全国からの参拝者を受け入れていることなど、本県には歴史的にも文化的にもおもてなしの心が脈々と息づいています。

おもてなしの心をもって来訪者と交流することは、地域の魅力の認識、再確認の機会となり、その地域に対する自信と誇りを醸成し、郷土愛を育む土壌になるとともに、来訪者へ感動をもたらし、交流の輪を大きくします。

人口減少社会を迎えている中、本県の活性化を図るためには、交流人口の拡大に寄与する観光の果たすべき役割が、経済面のみならず、地域づくりの面においても年々大きくなっています。観光産業は、総合産業といわれ、他の産業との関連が深く、裾野も広く、経済波及効果が非常に大きい産業であることから、観光産業を本県の基幹産業の一つと位置付けるとともに、県民一人一人が本県の魅力を認識、再確認し、観光によって自らが住む地域を磨き、活性化させ、本県の新たな価値を創造し、県民が誇りと喜びをもって暮らすことができる観光立県の実現を図る必要があります。

おもてなしの心と郷土愛にあふれる県民の総参加と全産業の参加によって観光立県を実現し、県民生活の向上を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、観光立県の実現に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、おもてなしの推進等観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県経済の持続的な発展及び魅力ある活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県民等 県民及び事業者等をいう。
- (2) 事業者等 事業者及び観光関係団体その他の団体をいう。
- (3) 観光事業者 旅行業、宿泊業、飲食業、運輸業その他の観光に関する事業を営む者をいう。
- (4) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体及び観光振興を目的として組織される団体をいう。

(基本理念)

第3条 観光立県は、観光による交流の拡大が、本県経済を持続的に発展させ、及び魅力ある活力に満ちた地域社会を実現する上で重要であるとの認識の下に、その実現が図られなければならない。

2 観光立県は、県民の総参加及び全産業の参加により、その実現が図られなければならない

ない。

3 観光立県は、県民一人一人がおもてなしの心並びに本県に対する誇り及び郷土愛を大切にして来訪者と交流することが重要であるとの認識の下に、その実現が図られなければならない。

4 観光立県は、観光産業が農林水産業、商業、工業その他の産業に関連を有し、経済への波及効果が大きく、本県経済の発展の上で重要な役割を担っているとの認識の下に、その実現が図られなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民等による観光立県の実現に関する取組の促進を図るため、県民等に対し、必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、おもてなしの重要性に対する理解を深め、来訪者に温かく接するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、居住する地域のみならず県内の他の地域の自然、歴史、文化等の魅力を認識し、又は再確認し、それに対する理解を深めることにより、本県の魅力をより高め、県内外に発信するよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、次の世代に本県の伝統、文化、景観等を引き継ぐよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、事業活動その他の活動を通じて観光立県の実現に関する取組を行うとともに、他の事業者が行う観光立県の実現に関する取組に参画し、及び協力し、並びに相互に連携するよう努めるものとする。

2 事業者等は、事業活動を行うに当たっては、景観の維持及び保全に努めるものとする。

3 観光事業者及び観光関係団体は、基本理念にのっとり、来訪者の需要の多様化に対応した良質なサービスの提供及び国内外における競争力の強化に努めるものとする。

(市町村との連携)

第7条 県は、観光立県の実現に関して必要があると認めるときは、市町村に対して協力を求め、市町村と連携した施策を実施するよう努めるものとする。

(基本計画)

第8条 県は、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、観光立

県の実現に関する基本計画を定めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、観光立県の実現に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 基本的施策

(本県の魅力の認識等)

第10条 県は、本県の自然、歴史、文化等の魅力に関する学習の機会を確保する等、県民がその居住する地域のみならず県内の他の地域の魅力を認識し、又は再確認し、その理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(本県の魅力の発信)

第11条 県は、市町村、観光事業者及び観光関係団体と連携して本県の魅力を県内外に発信するとともに、県民の総参加及び全産業の参加により、県民等が本県の魅力を主体的に発信するために必要な施策を講ずるものとする。

(おもてなしの推進)

第12条 県は、県民の総参加及び全産業の参加により県民等によるおもてなしが行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民等が本県産の食材及び酒、地域の方言等を用いた温かいおもてなしを行うことを促進するものとする。

(快適にかつ安全に安心して滞在できる地域づくり)

第13条 県は、全ての来訪者が快適に、かつ、安全に安心して滞在できる地域づくりが行われるよう、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 県民の総参加及び全産業の参加による自然、景観等の保全に関する事項
- (2) 観光事業者及び観光関係団体による良質なサービスの提供に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、来訪者を受け入れる態勢の整備に関する事項

(観光産業の振興)

第14条 県は、観光産業の競争力の強化のための支援、観光産業の振興に資する人材の育成、観光事業者相互間及び観光産業と他の産業との間の連携の促進その他の観光産業の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(近隣県等との連携)

第15条 県は、近隣の県等との連携により本県への来訪を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(外国人の来訪の促進)

第16条 県は、外国人来訪者を受け入れる態勢の整備等、外国人の来訪を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学会等の誘致等)

第17条 県は、県内外からの参加者が見込まれる学会、大会等の誘致等のために必要な施策を講ずるものとする。

(観光に関する情報の収集等)

第18条 県は、観光に関し、市町村、観光事業者及び観光関係団体と連携して情報を収集し、動向の調査及び分析等を行い、並びに統計を整備するよう努めるものとする。

第3章 山形県観光審議会

(設置)

第19条 観光に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県観光審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第20条 審議会は、委員21人以内で組織する。

(委員)

第21条 委員は、観光産業の関係者及び学識経験者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、商工労働観光部において処理する。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(山形県観光事業審議会条例の廃止)

2 山形県観光事業審議会条例（昭和27年12月県条例第67号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の山形県観光事業審議会条例第1条の規定により設置された山形県観光事業審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第21条第1項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成27年2月5日までとする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会の会長である者は、施行日に第22条第1項の規定により審議会の会長として定められたものとみなす。

おもてなし山形県観光計画

印刷・発行 平成27年3月

編集・発行 山形県

商工労働観光部観光経済交流局観光交流課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL 023-630-2104

<http://www.pref.yamagata.jp/>
